■　要安全確認計画記載建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）の耐震診断結果の一覧表

【法第7条第二号に掲げる建築物で耐震診断の結果の報告期限が令和3年3月31日のもの】

令和5年3月30日
令和6年6月5日更新

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	株式会社三交タクシー　桑名営業所	桑名市大字安永字五区割902番2	事務所	6-2　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（2011年版）	Is＝0.03　q＝0.10	－	－	
2	有限会社服部電気商会　倉庫	桑名市大字江場観音堂1552-4	倉庫	6-2　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）	Is＝0.08　q＝0.33	－	－	
3		桑名市大字江場1552-8	住宅	5　一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」	上部構造評点=0.20	－	－	
4	みくらや菓子店	桑名市大字江場1450-1	店舗併用住宅	6-2　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）	Is＝0.41　q＝0.53	－	－	
5	中央不動産株式会社　センタービル	桑名市中央町1丁目20番	事務所	7-1　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第１次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	Is/Is0=1.13	－	－	平成7年度に耐震改修済
6	サンローヤル桑名	桑名市大字東方334-1	共同住宅	8-5　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第２次診断法」及び「第３次診断法」（1997年版）	Is＝0.421　CTU・SD＝0.425	－	－	
7	大橋ヤンマー産業株式会社　桑名営業所	桑名市大字福島851番地、861番地10	住宅	5　一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」	上部構造評点=0.11	－	－	
8	石田鉄工株式会社　長島工場	桑名市長島町押付360、361、364	工場	6-2　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）	Is＝0.16　q＝0.32	－	－	
9	第一生命三重支社桑名分室	桑名市中央町5丁目14	事務所・住宅	8-3　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第２次診断法」及び「第３次診断法」（2001年版、2017年版）	Is＝0.66　CTU・SD＝0.57	－	－	平成18年度耐震改修済
10	栄屋家具店本店店舗兼倉庫	桑名市大字江場字神戸1391番地1、1391番地8	店舗兼倉庫	6-2　一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）	A棟　Is＝0.036　q＝0.146 C棟　Is＝0.037　q＝0.124	－	－	
				5　一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」	B棟　上部構造評点=0.04			

附表　耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性（※）		
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
			地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
1	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第１第一号に定める建築物の耐震診断の方法		I_w＜0.7	0.7≦I_w＜1.0	1.0≦I_w
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第１第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_s＜0.3又はq＜0.5	左右以外の場合	0.6≦I_sかつ1.0≦q
3	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第１第三号に定める建築物の耐震診断の方法		－	基準に適合しない	基準に適合する
4	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年７月23日付け文管助第217号文部大臣裁定）		I_s＜0.3又はq＜0.5	左右以外の場合	0.6≦I_sかつ1.0≦q
5	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）		上部構造評点＜0.7	0.7≦上部構造評点＜1.0	1.0≦上部構造評点
6-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1978年版）		V_R/V_I＜0.5	左右以外の場合	1.0＜V_R/V_I
6-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）		I_s＜0.3又はq＜0.5	左右以外の場合	0.6≦I_sかつ1.0≦q
7-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第１次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		－	－	1.0≦I_s/I_{s0}
7-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第１次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		－	－	1.0≦I_s/I_{s0}
8-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第２次診断法」及び「第３次診断法」（1977年版）		I_s/I_{s0}＜0.5	左右以外の場合	1.0≦I_s/I_{s0}
8-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第２次診断法」及び「第３次診断法」（1990年版）		I_s/I_{s0}＜0.5又は $C_T \cdot S_D$＜0.15	左右以外の場合	1.0≦I_s/I_{s0}かつ 0.3≦$C_T \cdot S_D$≦1.25
					1.25＜$C_T \cdot S_D$
8-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第２次診断法」及び「第３次診断法」（2001年版、2017年版）		I_s/I_{s0}＜0.5又は $C_{TU} \cdot S_D$＜0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≦I_s/I_{s0}かつ 0.3・Z・G・U≦$C_{TU} \cdot S_D$
8-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第２次診断法」及び「第３次診断法」（1983年版）		I_s/I_{s0}＜0.5	左右以外の場合	1.0≦I_s/I_{s0}
8-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第２次診断法」及び「第３次診断法」（1997年版）	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}＜0.5又は $C_T \cdot S_D$＜0.125・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≦I_s/I_{s0}かつ 0.25・Z・G・U≦$C_T \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}＜0.5又は $C_T \cdot S_D$＜0.14・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≦I_s/I_{s0}かつ 0.28・Z・G・U≦$C_T \cdot S_D$

8-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第２次診断法」及び「第３次診断法」（2009年版）	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}＜0.5又は $C_{TU}\cdot S_D$＜0.125・Z・Rt・G・U	左右以外の場合	1.0≦I_s/I_{s0}かつ 0.25・Z・Rt・G・U≦$C_{TU}\cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}＜0.5又は $C_{TU}\cdot S_D$＜0.14・Z・Rt・G・U	左右以外の場合	1.0≦I_s/I_{s0}かつ 0.28・Z・Rt・G・U≦$C_{TU}\cdot S_D$
9	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」		Qu/α・Qun＜0.5	0.5≦Qu/α・Qun＜1.0	1.0≦Qu/α・Qunかつ GIs＜1.0
					1.0≦GIs
10	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」		Is＜0.3又はq＜0.5	左右以外の場合	0.7≦Isかつ1.0≦q
11	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」		上部構造評点＜0.7	0.7≦上部構造評点＜1.0	1.0≦上部構造評点
12	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」		P/Q＜0.5	0.5≦P/Q＜1.0	1.0≦P/Q
13-1	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		Qu/Qun＜0.5	0.5≦Qu/Qun＜1.0	1.0≦Qu/Qun
13-2	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		Qu/Qun＜0.5	0.5≦Qu/Qun＜1.0	1.0≦Qu/Qun
			換算壁量＜基準壁量/2	基準壁量/2≦換算壁量＜基準壁量	基準壁量≦換算壁量
			換算壁枚数＜基準壁枚数/2	基準壁枚数/2≦換算壁枚数＜基準壁枚数	基準壁枚数≦換算壁枚数
13-3	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥梁付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法		Qu/Qun＜0.5	0.5≦Qu/Qun＜1.0	1.0≦Qu/Qun
			換算壁量＜基準壁量/2	基準壁量/2≦換算壁量＜基準壁量	基準壁量≦換算壁量
			換算壁長＜必要壁長/2	必要壁長/2≦換算壁長＜必要壁長	必要壁長≦換算壁長
14	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第１次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法		－	－	1.0≦I_s/I_{s0}
15	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第２次診断法		I_s/I_{s0}＜0.5又は $C_{TU}\cdot S_D$＜0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≦I_s/I_{s0}かつ 0.3・Z・G・U≦$C_{TU}\cdot S_D$
16	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」		－	－	要件を全て満たす
17	一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準		－	耐震診断基準に適合しない	耐震診断基準に適合する
18	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年６月１日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法		－	－	確認できる

（※）震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。